

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処 方針の変更に伴うマスク着用の取扱い等につ いて

令和5年2月21日

府立学校（高校・附属中・特別支援学校）
児童生徒陽性者推移【令和4年4月以降】

【人】

■陽性者数 — 7日間移動平均

240

200

160

120

80

40

0

4月1日 4月5日 4月9日 4月13日 4月17日 4月21日 4月25日 4月29日 5月3日 5月7日 5月11日 5月15日 5月19日 5月23日 5月27日 5月31日 6月4日 6月8日 6月12日 6月16日 6月20日 6月24日 6月28日 7月2日 7月6日 7月10日 7月14日 7月18日 7月22日 7月26日 7月30日 8月3日 8月7日 8月11日 8月15日 8月19日 8月23日 8月27日 8月31日 9月4日 9月8日 9月12日 9月16日 9月20日 9月24日 9月28日 10月2日 10月6日 10月10日 10月14日 10月18日 10月22日 10月26日 10月30日 11月3日 11月7日 11月11日 11月15日 11月19日 11月23日 11月27日 12月1日 12月5日 12月9日 12月13日 12月17日 12月21日 12月25日 12月29日 1月2日 1月6日 1月10日 1月14日 1月18日 1月22日 1月26日 1月30日 2月3日 2月7日 2月11日 2月15日

※陽性者数は日ごとに取りまとめ

R4年4月～府立学校児童生徒コロナ陽性者数の状況

府立児童生徒

※広報日ベース（「／」は広報なし）

	日	月	火	水	木	金	土	週平均	
1/15～	15	16	17	18	19	20	21		前週比
陽性者数		↑109	✓88	✓55	✓20	✓25		42.4	0.79
7日間平均	53.9	69.4	56.6	49.1	43.7	42.4	42.4		
1/22～	22	23	24	25	26	27	28		前週比
陽性者数		✓54	✓53	✓16	↑25	✓23		24.4	0.58
7日間平均	42.4	34.6	29.6	24.0	24.7	24.4	24.4		
1/29～	29	30	31	2月1日	2	3	4		前週比
陽性者数		✓33	↑54	↑18	✓15	✓11		18.7	0.77
7日間平均	24.4	21.4	21.6	21.9	20.4	18.7	18.7		
2/5～	5	6	7	8	9	10	11		前週比
陽性者数		✓26	✓20	✓16	✓6	✓9		11.0	0.59
7日間平均	18.7	17.7	12.9	12.6	11.3	11.0	11.0		
2/12～	12	13	14	15	16	17	18		
陽性者数		✓12	✓7	✓7					
7日間平均	11.0	9.0	7.1	5.9					

↑…前週比増／✓…前週比減

マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※2)に乗車する時(当面の取扱)

※2 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

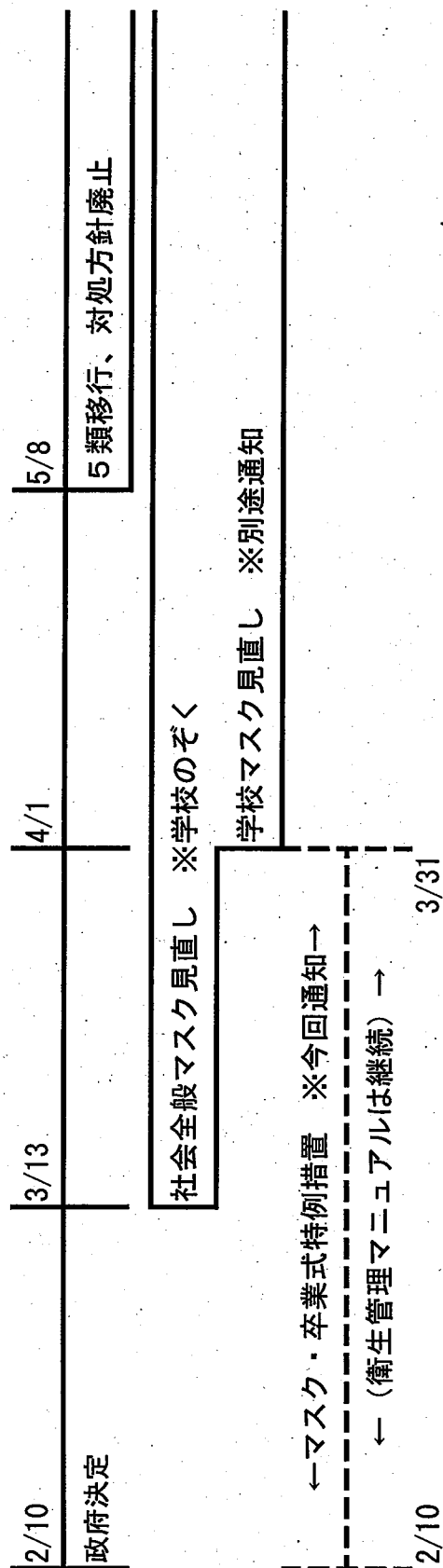
(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

【新型コロナウイルス感染症対策 今後の流れ】



(参考)

公立学校卒業式日程 (京都市立学校除く)

小学校・義務教育学校前期	3/17~23
中学校・義務教育学校後期	3/13~16
府立高等学校	3/1
府立特別支援学校	3/1~17

各府立学校長 様

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「政府対策本部決定」という。）が決定され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にもその内容が盛り込まれたことを受け、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について通知がありました。

同通知において、卒業式におけるマスクの着用については、その教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員はマスクを着用せず出席することを基本とする政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針が示されたところです。

については、各学校で今後予定される卒業式の実施にあたっては、当該通知で示されている留意事項を踏まえて必要な検討及び取り組みを進め、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、政府対策本部決定においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項については改めてお知らせする予定です。

併せて、同決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用とされており、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や令和4年8月23日付け4教総第528号通知「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」等を踏まえつつ、メリハリあるマスクの着用をお願いします。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5882

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。

4 文科初第 2153 号
令和 5 年 2 月 10 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 章夫

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（５）まん延防止」の「３）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日 2 月 10 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2 月 10 日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4 月 1 日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2 月 10 日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」のとおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、2 月 10 日付け政府対策本部決定においては、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置ください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされていますので、令和 5 年 3 月 31 日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。

